

## 「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」に対する、よくある質問

「ご質問を頂く前に、ご確認をお願いいたします」

**廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業**

### 1. 交付の対象について

Q 1 産業廃棄物を処理する焼却施設の新設を検討しています。その施設からの発電電力や熱エネルギーの一部を地域において利活用することを検討しています。その場合、まず先にエネルギーを創出する焼却施設の検討や蒸気タービンなどの発電設備の検討、熱利活用のための熱供給設備等を総合的に検討しないと必要な情報が取り出せません。そのため焼却施設そのものの新設検討を含んだ実現可能性調査が補助対象と考えますがよろしいですか。

A 1 この事業は、そもそも廃棄物処理施設からの**余熱や発電した電力をもっと有効に利活用**することで、それまではエネルギー起源の CO2 を排出しながら運営していた近隣施設等において、廃棄物処理施設からの非エネルギー起源のエネルギーの供給に切り替えることで CO2 の排出削減を進めて欲しいと考えた事業で、地域において有効利活用するためのエネルギーの需給設備設置に対する事業の検討に対して補助をさせて頂く事業です。従いまして、エネルギーを創出するための施設の設置検討の部分につきましては補助事業としては取扱いません。

なお、産業廃棄物焼却施設からの熱等を地域において利活用することを検討する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する熱等を利用する事業であることが要件となりますのでご注意ください。

Q 2 FS 事業の具体的な調査対象範囲はどこまでですか。

A 2 FS 事業の調査対象範囲は、当協会が公募している (3) 廃棄物発電電力利活用設備導入事業か、(4) 廃棄物処理熱利活用設備導入事業を実施するための実現可能性調査となりますので、(3) (4) の設備導入事業における対象設備の導入及び実施のために必要な調査が、FS 事業の調査対象範囲となります。

Q 3 本補助金は、地域へのエネルギー供給事業の事業化を想定した場合、その設備の設置工事費の試算や費用対効果、CO2 排出削減量の調査及び検討を行うための委託費用と考えてよろしいですか。

A 2 そのとおりです。その調査の内容や調査の方法についても評価を行いますので、その内容が把握できる委託業務内容をまとめられた仕様書等をお示しいただきます。

Q 4 本事業の遂行による地域活性化等は、どのような尺度で判断すればよろしいですか。

A 4 事業の遂行によって、地域の活性化に役立つ技術や取組みという観点から、より先進的であり、他の事業者の参考、又は他の事業者との連携により、より好ましい効果が得られるといった趣旨を指します。

Q 5 実現可能性を検討するに際し、たとえば熱の需給者間による需給条件や需給単価の設定根拠は、需給者間で確認し事業採算性を検討する必要があると考えればよろしいですか。

A 5 そのとおりではありますが、一定程度その価格とする妥当性についての説明はお願いいたします。

Q 6 実現可能性を検討するに際しては、利活用するエネルギー媒体の種別やその需給方法を絞り込んだうえで検討を進めることでよろしいですか。

A 6 エネルギー供給施設側における全てのエネルギーの賦存量を把握した結果の一覧を最初にご用意していただき、その上で実現可能性を検討することと考えたエネルギー媒体とその利活用手法をその理由とともに整理したうえで、事業の実現可能性の検討を進めてください。審査評価を行う上ではどうしてそのエネルギー種別又は量と考えられたのかの説明をお願いいたします。

## 2. 応募について

Q 7 応募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけますか。

A 7 応募期間中のみ受理いたします。なお、申請に関するご相談はいつでもお受けいたします。

Q 8 次の公募に応募したいと考えていますが、実施される予定ですか。

A 8 次回公募は既公募の採択の可否を行った後に、事業の予算に余剰が生じた場合に限り実施することとなりますので、必ず行われるものではありません。

Q 9 交付決定前に事業に着手してもよろしいですか。

A 9 交付決定通知書をお送りする前に契約、着手を行うことはできません。

Q10 交付規程第4条第2項において、消費税額の仕入控除について規定されていますが、地方自治体の一般会計の場合は、消費税の納税義務がないため、補助金交付額の算定に当たっては、消費税等仕入控除税額を控除する必要はない、という理解でよろしいですか。

A10 そのとおりです。

Q11 交付規程別表第 2-3 の人件費について、市の正職員に係る人件費は補助対象となりますか。

A11 市職員の人件費は対象とはなりません。

Q12 交付規程別表第 3 の旅費について、市の正規職員が国内先進地の現地調査を行う際に必要となる旅費（交通費・宿泊費・日当）も補助対象になるという理解でよろしいですか。

A12 自治体における内規に基づき必要最小限の範囲で対応される分については対象となります。

Q13 FS 調査の委託先を選定する際に、外部委員を交えて事業者選定審査委員会を実施する予定ですが、その際に必要となる外部委員への謝金（報酬）は補助対象となりますか。また、補助対象となる場合、謝金（報酬）の上限金額はありますか。

A13 自治体における内規に基づき適正に対応される分について対象となります。

Q14 補助対象経費全体に占める委託料の割合に制限はありますか。

A14 補助対象となる経費に占める委託料の割合に対する制限はありません。

Q15 調査検討業務を交付決定通知書受領後に発注しますが、その受託者に対する制限はありますか。

A15 受託者決定は競争性を発揮した選定としていただく考えですので、申請書を提出していただく段階で受託予定者が既に決まっていることはないと考えています。

Q16 実績報告などの際、委託料の内訳（委託先における人件費や旅費などの詳細）を示す必要はありますか。

また、内訳を示す必要がある場合、対象経費はどう考えればよろしいですか。一般管理費は認められますか。一般管理費率に制限や条件はありますか。再委託を行う場合に制約はありますか。

A16 外部への業務委託については主な内訳をお示しいたします。別途旅費などの経費については、その必要性や内訳をお示しいたします。

外部の業務委託に含まれる一般管理経費分を含めて対象とします。

下請状況についても説明をして頂きますが、元請としての妥当性をご説明頂ければ結構です。

Q17 民間事業者は応募ができますか。

A17 エネルギー供給予定施設が廃棄物処理施設からのものであれば、民間企業でも応募可能であり、応募の形としては、自治体と民間企業との共同提案か、民間企業同士の共同提案の形になると認識しています。

なお、共同提案ではなくエネルギー供給者側または需要者側のみでの申請となる場合には需給者間での合意形成が図られている旨の表明はしていただく必要があると考えています。

Q18 自治体からの申請事業の場合、地域計画は環境大臣の承認済で交付金にて計画支援事業の補助を受けて進めている場合、(5)の実現可能性の調査事業に対して補助申請ができますか。

A18 計画支援業務とFS業務の重複がなければ申請可能です。

Q19 エネルギー供給側がPFI事業の場合、自治体施設と同様に扱ってよろしいですか。

A19 施設整備時の取扱いと同様に、BT0, BOT, B00 共に対象として取扱うものとします。